

第2次芦屋市地域福祉計画に基づく取組と今後の課題

推進目標 1 地域福祉への関心と理解を広げます

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題	地域等での取組（推進評価委員会委員の「実施プラン」から）	今後の課題（要望等も含む）
<p>1-1 地域福祉の呼びかけ</p> <p>＊地域福祉は、一人ひとりの暮らしに関わるものだという事を伝えあいます。</p> <p>(1) 地域福祉の呼びかけの推進 (2) 地域を大切にす意識づくり</p>	<p>○「地域発信型ネットワーク」の会議などを通じて発信</p> <p>○「地域ひろば」で災害時要援護者台帳について議論し、自助や互助の意識を啓発</p> <p>○「ボランティアコーディネーター講座」で自治会への啓発を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業を通じて意識啓発や交流等の実践活動を推進 ・文化財の指定や活用を通じてまちを愛する意識を啓発、文化財ボランティアを養成・登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・いっそうの意識づくりと、意識を実践につなぐ取組 ・活動の担い手の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつを通じて、身近な人との関係を見直し ・家族の絆について反省し、深めた ・当事者団体の会報で、地域福祉や「一人ひとりの暮らしの幸せの大切さ」への理解を会員に啓発 	
<p>1-2 学習と話しあいの推進</p> <p>＊学校、公民館、地域、職場等のさまざまなところで地域福祉について学び、考えます。</p> <p>(1) 学校や社会教育等での福祉学習の推進 (2) 地域等での学習や話しあいの推進</p>	<p>○「地域福祉計画の中学生向け概要版」を生徒ボランティアグループと協働で、「減災リーフレット」をキラッとプロジェクトで作成し、小中学校に配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での福祉学習を推進するよう啓発冊子を作成、配布。当事者や支援者等による講演等を実施 ・福祉施設の訪問や職業体験、地域でのボランティア活動等を協働して推進、中学生の「夏休み福祉ボランティア活動体験」を実施 ・ボランティア講座や社会教育事業で地域福祉講座等を開催 ・地域などでの出前講座等を積極的に実施 ・地域課題を共有し解決に向けて検討する「市民ひろば」を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部門と学校等とが連携した福祉学習の充実、多様な学習プログラムの作成 ・福祉学習に対する市民のニーズの把握と推進 ・地域福祉に関する話し合いと理解の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での福祉事業や体験講座をボランティア団体が実施 ・自治会・当事者団体・ボランティア団体・福祉事業所で学習会等を開催。参加できなかった会員には会報で伝達 ・親子の学びの教室を地域で開催 ・寸劇や疑似体験による学習を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの福祉学習の実施
<p>1-3 情報の発信・伝達</p> <p>＊地域福祉のさまざまな情報を発信します。</p> <p>＊必要な人に必要な情報が届くよう、きめ細かく伝えます。</p> <p>＊必要な情報を自分で得るように努力します。</p> <p>(1) 広報等を通じた情報発信の充実 (2) 市民と協働した情報伝達の推進 (3) 情報を得る意識づくりの推進</p>	<p>○「市民が創る情報紙プロジェクト」で、市民目線での情報紙を発行</p> <p>○「バスの車内放送」や「宅配弁当へのチラシの添付」など、新たな方法での情報発信を推進</p> <p>○「ホームページのアクセシビリティ」を高める取組を推進</p> <p>○「外国人への情報提供に関する基本指針」を作成、「やさしい日本語」を促進</p> <p>○「情報を主体的に得る意識づくり」を地域の会議等で啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報・特集号、ホームページ、まちナビ、各種パンフレットの媒体や、イベント等の機会などを活用して、情報を発信 ・制度改正等の情報を、広報特集号等で周知 ・必要な人にはダイレクトメールやEメールで通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに応じたよりきめ細かな情報提供 ・情報が的確に伝わっているかの確認と、情報を見つけやすくするための工夫 ・支援者となる周囲の人への情報提供 ・関係機関・団体等連携した地域福祉に関する多様な情報の提供方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や団体、福祉事業所等の広報やホームページ、掲示板等で情報を発信 ・会員の状況に応じた情報を個別に伝達するとともに特化したリーフレットを作成、会員どうしの情報交換を実施 ・市民が創る情報紙プロジェクトで「あしやわがまち通信」を発行。団体等を通じて配布 ・イベントを開催し、多くの人に情報を伝達 ・役員に意識的な情報収集を啓発したり、他団体と交流して情報を収集 ・活動を市民に知ってもらえるように情報を発信 ・他団体が実施するイベント等の情報も発信 ・地区福祉だよりは見守り活動の一環として各戸配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用できるサービスや機関等の一覧表の作成 ・多様なテーマの情報発信 ・情報を伝える人材の養成

推進目標2 暮らしの“困りごと”を適切な支援につなぎます

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題	地域等での取組（推進評価委員会委員の「実施プラン」から）	今後の課題（要望等も含む）
<p>2-1 ニーズの気づき・発見</p> <p>＊生活の“困りごと”に早めに気づき、自分で対処したり、必要な支援を求める意識を高めます。</p> <p>(1) ニーズへの気づきと発信への支援 (2) 身近なニーズの発見とつなぐ取組の推進 (3) 相談機関等によるニーズ把握の推進</p>	<p>○「出前講座」等を通じて、地域での呼びかけやニーズ把握を推進</p> <p>○介護予防の「セルフチェック」を実施し、参加を促進</p> <p>○地域の「見守り支援事業」や高齢者団体等の「声かけ・見守り」を推進</p> <p>○「高齢者見守り事業」で、事業者と連携したニーズ把握を推進</p> <p>○「水道の検針」「ごみ収集」等を活かした声かけやつなぎの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種の相談窓口を設置し利用を呼びかけ ・民生委員等の見守りやつなぎを支援するよう研修等を実施、関係機関へのつなぎを促進 ・地区福祉委員会の活動を通じてニーズの発見を推進 ・「お困りです課」での相談と関係課等への連絡を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関と民生委員等のネットワークの充実 ・地域とのつながりが少ない人や意識が低い人へのはたらきかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体の交流会で気づきを促進 ・当事者団体で出された課題を発信 ・SOSを発信できるネットワークづくり ・事業者の気づきを民生委員や相談窓口につなぐ取組を推進 ・引きこもっている人を気に掛ける ・自治会のネットワークを活かしてニーズを把握、会員に相談窓口を紹介・つなぎを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズへの素早い対応
<p>2-2 相談支援の充実</p> <p>＊身近なところで気軽に相談でき、アドバイスや支援をしたり、専門的な機関につなぐ取組を広げます。</p> <p>(1) 相談窓口の充実 (2) 身近な地域での相談支援の推進 (3) コミュニティソーシャルワークのしくみづくり</p>	<p>○福祉センターの「総合相談窓口」で、あらゆる相談に対応</p> <p>○「コミュニティソーシャルワーカー」が地域の相談に対応、関係機関のスタッフもコミュニティソーシャルワークの意識で活動</p> <p>○「DV相談室」「若者相談センター」「障がい者基幹相談支援センター」を設置、市役所で「ハローワーク」の相談を実施</p> <p>○「生活困窮者」の自立に関する相談支援、「認知症の人への専門的なアプローチ」、子育てに関する「利用者支援事業」を実施</p> <p>○「高齢者生活支援センター」にスーパーバイザーを配置</p> <p>○地域交流拠点やコンビニエンスストア等で「福祉なんでも相談」を実施</p> <p>○福祉センターと保健センターの「連絡会議」や、庁内の「連絡票」等を活用して、窓口の連携や情報共有を推進</p> <p>○高齢者生活支援センターと民生委員、関係機関との連携を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談員による相談や民生委員との連携を推進 ・パンフレットや出前講座等で、相談窓口をPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関のネットワークシステムの充実 ・連携のための情報共有の充実 ・連携による相談への対応の充実 ・地域の相談活動との連携の充実 ・相談窓口のPRの充実 ・コミュニティソーシャルワークの視点による支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員が心配ごと相談を実施 ・自治会から民生委員・福祉推進委員に相談 ・当事者団体の交流会で相談を実施 ・ピアカウンセラーや障がい者相談員の利用を会員に呼びかけ、当事者団体の会員がピアサポート養成講座を受講 ・団体の相談員から相談窓口へのつなぎを実施 ・教室や講座等を活かした相談の機会づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体と専門機関等の連携の強化 ・気軽に相談できる雰囲気づくり

推進目標3 地域生活を支えるサービスや活動を充実します

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題	地域等での取組（推進評価委員会委員の「実施プラン」から）	今後の課題（要望等も含む）
<p>3-1 福祉サービスの充実</p> <p>＊地域で自立して生活できるよう、多様なニーズに応える質の高い福祉サービスを提供します。</p> <p>(1)地域での生活を支援する福祉サービスの提供 (2)柔軟なサービス提供の推進 (3)サービスの質を高める取組の推進 (4)サービスの担い手の確保</p>	<p>○「関係課・関係機関と連携した個別支援」を実施</p> <p>○「L S A」による安否確認や支援を実施</p> <p>○高齢者・障がいのある人の「ゴミ収集」と安否確認を実施</p> <p>○「生活困窮者自立支援」の取組を推進</p> <p>○地域生活を支える「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業」や「ごみの個別収集」を実施</p> <p>・分野別計画に基づき、日常生活や介護の支援、健康づくり、介護予防、生きがいづくり等の各種サービスを提供</p> <p>・サービスの質を高めるための研修や情報提供、指導を実施</p> <p>・施設への介護相談員の派遣等も含め、利用者の意見をサービスの質の向上につなぐ取組を推進</p> <p>・介護保険の地域密着型サービスの評価を実施</p>	<p>・自立を支援する取組の推進</p> <p>・ニーズの分析と、サービス提供の基盤整備</p> <p>・複合的なニーズに対応するための協働の推進</p> <p>・従事者のスキルアップやサービス評価等の推進</p> <p>・身近な地域での事業実施</p>		
<p>3-2 地域福祉活動の推進</p> <p>＊さまざまなニーズにきめ細かく応える多様な地域福祉活動をすすめるよう、一人ひとりが「できること」で参加し、多彩な人々に呼びかけて広げます。</p> <p>(1)多様な地域福祉活動の推進 (2)一人ひとりが「できること」で参加できる取組の推進 (3)「お互いさま」の意識づくり (4)事業者等による地域福祉を推進する取組の推進</p>	<p>○「ひとり役運動」を推進</p> <p>○「団塊世代の地域参加」を推進、「老人クラブ等の高齢者団体」の地域活動を推進、「高齢者生きがいデイサービス事業」を実施</p> <p>○「プロボノ」活動の調査研究を実施</p> <p>○「地域発信型ネットワーク」の会議等で、地域福祉を啓発</p> <p>○「訪問販売事業者」や「コンビニエンスストア」と協働した見守りを推進</p> <p>・小地域福祉活動の手引きにより、地区福祉委員会の活動を推進</p> <p>・公園に健康遊具を設置</p>	<p>・たすけあいの意識による地域福祉活動の啓発</p> <p>・日常のちょっとした困りごとを支援する取組の推進</p> <p>・自治会等と連携した活動の推進</p> <p>・地域の活動とNPO等の協働</p> <p>・地域福祉を推進する人を増やす、広げる</p> <p>・主体的な意識づくりの働きかけ</p>	<p>・自治会のネットワークで身近な“困りごと”に取り組み、対応できないことは小地域福祉ブロック会議で推進</p> <p>・当事者団体の会員も地域のボランティアに参加</p> <p>・親子教室を地域で開催</p> <p>・当事者団体の案内を、市の協力を得て対象者に郵送</p> <p>・「ひとり役」によるマッチングを実施</p> <p>・市民有志が「プロボノセンター」を設立</p> <p>・地域のまつりで地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動を紹介</p>	<p>・市や関係機関等と連携した問題解決の推進</p> <p>・男性介護者などの新たな組織化</p> <p>・外に出る楽しみづくり</p> <p>・多くの住民への参加の促進</p>
<p>3-3 多様な連携による支援</p> <p>＊新たなニーズや困難な課題が起きたときはみんなで集まって話しあい、力をあわせて取り組みます。</p> <p>(1)協働で課題を解決する取組の推進</p>	<p>○「トータルサポート」を活かした連携による支援を推進</p> <p>○高齢者、障がいのある人、子どもを包含した「地域ケア体制」による支援を推進</p> <p>○「自立支援協議会」を通じた連携による障がいのある人への支援を推進</p> <p>○NPOと連携したフードバンクの活動を推進</p> <p>・芦屋病院の地域連携室が退院後の連携を推進</p>	<p>・地域発信型ネットワークを活かした課題解決の推進</p> <p>・支援が必要な人への地域の理解と連携の推進</p> <p>・制度の挟間や複合的な課題に連携して対応するシステムづくり</p>	<p>・民生委員が把握した課題を関係機関と検討し、対応</p> <p>・多様な活動を行う団体が連携し、協議や提案を実施</p>	<p>・地域や特技のある人を登録してつなぐ仕組みづくり</p>

推進目標4 権利をまもる取組を充実します

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題	地域等での取組（推進評価委員会委員の「実施プラン」から）	今後の課題（要望等も含む）
4-1 権利擁護の意識づくり ＊お互いのニーズを理解し、権利を尊重して生活する意識を高めます。 (1) 権利を尊重する意識づくりの推進	○「リーフレット」や広報等を活用し、権利擁護や虐待の防止や通報などの啓発や研修を実施 ○「共生社会づくりの実践力を育てる教育」を学校で推進 ○「権利擁護ワークショップ」を開催し、事例の共有を推進	・啓発の一層の推進	・当事者団体で学習や話しあいを実施、会報で伝達 ・福祉事業者が事業を通じて説明等を実施 ・障がい種別によるニーズの違いなどの理解を会員に啓発 ・「互いに協力する」という意識での活動を推進 ・権利擁護に関する学習をプロボノで支援	・障がいや認知症について理解する人の拡大
4-2 権利侵害・虐待対応の充実 ＊権利侵害や虐待を予防するための支援と迅速・的確な対応を、地域の力をあわせてすすめます。 (1) 権利擁護支援の充実 (2) 虐待の防止と対応の充実	○「権利擁護支援センター」「DV相談室」を設置 ○権利擁護支援センターに障がい者虐待防止センター機能を付与 ○「要保護児童対策地域協議会」による取組、児童虐待に連携して対応するための研修やマニュアルを作成、「家庭児童相談システム」を導入 ○「養育支援ネットワーク」の家庭訪問で早期発見と支援を実施 ○「May beシート」による庁内での連携による支援を推進 ○虐待事案への迅速な対応を実施	・一層の連携による取組の推進 ・支援体制の充実とスキルアップ	・障がいのある人に対する権利侵害の解決方法を、当事者団体の相談員でも検討 ・サービスの利用を会員に呼びかけ ・障がいのある人の選挙権行使について団体の検討 ・障がいのある人のスムーズな選挙行動についての提案を会員に伝達	・市や関係機関等と連携した問題解決の推進 ・児童虐待等を予防するための学びの推進 ・子どもに接する先生等への支援
4-3 後見的支援の充実 ＊判断能力が不十分な人が自立した生活ができるよう、支援します。 (1) 後見的な支援の充実	○「成年後見制度利用支援事業」による支援を実施 ○権利擁護支援センターで「法人後見」や「福祉サービス利用援助事業」を実施 ○「権利擁護支援者養成研修」「スキルアップ研修」を開催	・制度の周知と利用の促進 ・ニーズに対応した基盤や体制の整備	・成年後見制度等の支援の利用を当事者団体の会員に呼びかけ	

推進目標5 人と人のつながりを広げます

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題	地域等での取組（推進評価委員会委員の「実施プラン」から）	今後の課題（要望等も含む）
5-1 地域でのつながりづくり ＊あいさつや交流を積極的に行い、困ったときにはたすけあえるつながりと“絆”を広げます。 ＊地域で支えあうために必要な個人情報の共有について、話しあいをすすめます。 (1) 地域組織の活動への支援 (2) 多様なつながりづくりの推進 (3) 支援が必要な人を地域で支えるつながりづくり (4) 地域福祉推進における個人情報のあり方の検討	○「地域発信型ネットワーク」で地域での会議の開催を支援し、地域の取組を共有 ○「救急医療情報キット」を活用した要支援者等の把握を推進 ○高齢者が学校に出向いて「世代間交流」を行う取組を推進 ○「市民活動フェスタ」で市民活動団体の連携を支援 ○「安心こども基金」を活用してグループの活動を支援 ○「東日本大震災の避難者との交流活動」を支援 ○「災害時要援護者台帳」の整備を推進 ○「個人情報保護」の啓発や「個人情報の共有」の検討を実施 ・「自主防災連絡協議会」「まちづくり防災グループ連絡協議会」で地域の活動や合同での活動を支援 ・コミスクの地域福祉活動やネットワーク活動、地区集会所での事業などを支援 ・老人クラブの活動への支援や加入の呼びかけを実施 ・自治会加入のチラシを作成し転入者等に案内、自治会の情報をホームページで提供	・課題解決の取組の推進 ・担い手の高齢化や後継者の不足に対応した新たな担い手づくり ・地域特性に応じた取組の推進 ・目的を共有する団体の相互協力の推進	・地域の行事などを活かして交流を推進 ・当事者同士で助けあえるように交流を推進、家族や友人にも参加を呼びかけて助けあえる関係づくりを拡大 ・地域での英会話講座を通じて、障がいのある人と健常者の出合いを推進 ・地域でさまざまなイベントを開催 ・転入者等への自治会加入の促進 ・団体が地域のイベントに参加し交流を推進	・マンション等も含めた自治会加入の推進 ・地域のまつりなどを活かした若い人の参加の促進 ・障がいや認知症等についての正しい理解の推進 ・コミュニケーションのためのツールの普及 ・災害時支援のためのつながりづくり

推進目標6 安心・安全でバリアのない生活環境をつくります

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題	地域等での取組（推進評価委員会委員の「実施プラン」から）	今後の課題（要望等も含む）
<p>6-1 災害時の支援</p> <p>＊災害時にだれもが安全に避難できるよう、日頃から準備をすすめます。</p> <p>(1) 避難等に支援が必要な人を支える取組の推進</p> <p>(2) 避難生活に関する支援の推進</p>	<p>○「災害時要援護者台帳」を作成・更新し、見守り活動や避難計画の策定を推進</p> <p>○災害時の外国人への支援を検討、避難所に多言語シートを配備</p> <p>○「地域ひろば」を通じた自治会との課題共有と協議を実施</p> <p>○学校と地域との連携なども含めた「避難訓練」を実施</p> <p>○「福祉避難所」を指定し、マニュアル作成や訓練を実施</p> <p>・避難情報マップの配布や標高表示板の設置等で啓発を実施、パスポートサイズの防災情報マップ等を配布</p> <p>・自主防災会を組織化</p> <p>・避難所用の資機材を購入</p> <p>・芦屋病院は「災害時の地域拠点病院」としての機能を整備</p> <p>・「災害ボランティアセンター」の設置に関する整備を実施</p>	<p>・要援護者台帳を活用した支援体制の構築</p> <p>・さまざまな災害を想定した訓練等の実施やガイドラインの作成</p> <p>・自治会や福祉事業所等との連携の強化</p> <p>・災害ボランティアセンターの推進体制の充実</p> <p>・防災情報を得にくい人への支援</p>	<p>・自治会の自主防災会を設置、救急医療情報キットの取組や学習等を実施</p> <p>・コミスクの自主防災連絡協議会で防災訓練を実施</p> <p>・当事者団体で学習会を実施、防災等の情報と自覚を促す呼びかけを会報に掲載</p> <p>・福祉事業者が要援護者台帳への登録を呼びかけ</p> <p>・地域福祉アクションプログラム推進協議会で減災リーフレットを作成・配布</p> <p>・団体を対象としたAED講習会や避難訓練を実施</p> <p>・災害時要援護者支援について民生委員と自治会等で協議</p>	<p>・防災に関する情報の把握、学習会の開催</p> <p>・要援護者を含めた訓練の実施</p> <p>・日頃からのつながりづくり</p>
<p>6-2 バリアフリーのまちづくり</p> <p>＊だれもが安心して快適に外出し、社会参加ができる環境をつくります。</p> <p>(1) バリアのないユニバーサルデザインのみちづくり</p> <p>(2) 快適な歩行空間づくり</p> <p>(3) 移動に関する支援の充実</p>	<p>○「まちあるき点検」「マップ作成」等による啓発を実施</p> <p>○「公共施設のバリアフリー化の情報」を発信</p> <p>○「ゆずりあい駐車場」の普及を推進</p> <p>○「わがまちベンチプロジェクト」で、地域と連携してベンチを設置</p> <p>・バリアフリー基本構想に基づく阪神芦屋駅周辺の整備を実施</p> <p>・学校園や道路などのバリアフリー化を推進</p> <p>・高齢者のバス運賃の割引を実施、ノンステップバスの導入を支援</p> <p>・移動支援やタクシー・自動車使用費用の助成を充実</p> <p>・運転ボランティアによる高齢者の移送サービスを実施</p>	<p>・通学路等の問題箇所の改善</p> <p>・公共交通に対するニーズの把握と、移動に関する支援の充実</p>	<p>・障がいのある人が生活するうえでの危険箇所や便利な施設などの情報を収集・共有・発信するプロジェクトを実施</p> <p>・バリアフリー講座を開催し、市民の理解を促進</p> <p>・障がいがあることを伝えるバッジを作成</p> <p>・公共施設のバリアフリーチェックに当事者団体が参加</p> <p>・民生委員宅に車いすを配置し、近隣での利用を促進</p>	<p>・公共交通の導入に向けた取組</p> <p>・危険箇所等の改善に向けた取組</p> <p>・認知症サポーターの拡大と徘徊等の見守りの推進</p>
<p>6-3 防犯・交通安全の推進</p> <p>＊犯罪や事故のない安全なまちを、地域の力をあわせてつくります。</p> <p>(1) 安全なまちづくりの推進</p>	<p>○「防犯グループ」等の活動を支援</p> <p>○保健福祉フェアで「消費者フェア」を開催</p> <p>・交通安全教室、振込詐欺街頭啓発、消費生活相談等を実施</p> <p>・通学路交通安全プログラムで点検と整備を実施</p>	<p>・弱い立場に置かれがちな人に焦点を当てた取組の推進</p> <p>・地域で見守る意識の高揚</p> <p>・防犯カメラ等の活用</p> <p>・交通ルールやマナーの徹底</p>	<p>・自治会で情報を共有</p> <p>・音声信号設置に関する署名を実施</p>	<p>・安全に関する意識の高揚、学習等の実施</p> <p>・路側帯のカラー舗装等の推進</p> <p>・警察官等の認知症への理解</p>
<p>6-4 住環境の充実</p> <p>＊介護や支援が必要になっても安心して暮らせる住まいづくりをすすめます。</p> <p>(1) 多様なニーズに対応できる住宅づくりの推進</p>	<p>○「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく整備とユニバーサルデザイン化を推進</p> <p>・住宅改造などへの助成を実施</p> <p>・グループホーム等の整備を推進</p>	<p>・公的住宅の確保とユニバーサルデザイン化</p> <p>・転居等に関する支援の推進</p>	<p>・制度を利用した住宅改修を会員に呼びかけ</p>	

推進目標 7 地域福祉の活動を支えるしくみを充実します

第2次計画の取組の柱	市・関係機関等の取組（○：計画との関連が大きい取組）	今後の課題	地域等での取組（推進評価委員会委員の「実施プラン」から）	今後の課題（要望等も含む）
<p>7-1 活動拠点の充実</p> <p>＊地域の多様な資源を活かして、利用しやすい活動拠点を増やします。</p> <p>(1) 地域の活動拠点の充実 (2) 福祉センターの機能の充実</p>	<p>○「高齢者生活支援センター」「みどり地域生活支援センター」が情報や交流の場を提供</p> <p>○小学校のゆうゆう倶楽部を活用した活動を実施</p> <p>○「福祉センター」の地域福祉拠点機能を強化</p> <p>○「保育所」で地域の親子や世代間等の交流の場を提供</p> <p>○「地域交流拠点」を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区集会所を整備 ・市民活動センターで活動拠点を提供 ・商店街の空き店舗を活用して地域交流拠点を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な活動拠点の確保 ・福祉センターの一層の活用 ・地区集会所の一層の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の活動を集会所で実施 ・福祉センター等を拠点として活動を実施 ・センターの利用者アンケートを実施 ・地域で利用できる場所を探す ・会員宅の空きスペースを利用した集いの場を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の空いた時間の活用 ・集会所の利用率の向上 ・マンションの集会所等の活用 ・他団体と連携した場所の確保
<p>7-2 活動財源の確保</p> <p>＊地域福祉活動への参加としての“寄附文化”を広げながら、多様な方法で活動の財源を生み出します。</p> <p>(1) 地域福祉活動の財源確保の推進 (2) 有償型の活動等の推進</p>	<p>○高齢者団体の地域福祉活動を促進する補助金等を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の会員会費制度を実施 ・共同募金運動を実施 ・ふるさと寄付金を推進し、記念品の贈呈を開始 ・ファミリーサポートサービス、シルバー人材センターへの支援等を実施 ・NPO法人等についての情報を収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を通じた自主財源の創出 ・寄附に対する意識づくり ・助成金等の活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会のネットワークで各種募金や資源回収を実施 ・手作り品の販売等で財源を確保 ・各種財団の助成金等を活用、ダイレクトメールで情報提供 ・会員に寄附を呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体としての資金確保の取組 ・助成金等に関する情報を発信
<p>7-3 活動への支援</p> <p>＊“楽しく”，“しっかり”活動できるよう支援するしくみと取組を充実します。</p> <p>(1) コミュニティワークをすすめる体制の充実 (2) 楽しく活動できる支援や環境づくり</p>	<p>○「市民が創る福祉プロジェクト展」を開催，「地域福祉アクションアワード」で活動の報告と表彰を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員と関係機関等の連携を支援 ・NPOへの相談などの支援を実施 ・ホームページを通じて団体等の紹介を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決のための活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の悩みを会員で共有し解決に向けて取組 ・団体交流会や市民活動フェスタを開催 ・会員の活動を会報で周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者活動へのボランティアの支援
<p>7-4 協働活動・事業の推進</p> <p>＊“公と民”，“民と民”の多様な協働で，具体的な活動や事業をすすめます。</p> <p>(1) 公民協働の活動・事業の推進 (2) 多様な協働をすすめるテーブルづくり</p>	<p>○地域福祉アクションプログラム推進協議会がプロジェクトの支援を行うなどより地域福祉を推進</p> <p>○「こどもフェスティバル」を公民協働の実行委員会で実施</p> <p>○「市民活動センター」が個人，団体，行政を結ぶ中間支援を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業への参加の拡大 ・事業所等との連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会でまちづくり懇話会を開催 ・当事者団体の役員が各種委員会や団体に参画し，協働 ・イベントでの協働などを通じて，活動への理解を推進 ・多様な団体による課題解決の場を構築 ・災害時要援護者支援を公民協働で推進 ・災害時要配慮者支援ガイドブックの作成に当事者団体が協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁内の連携の一層の推進 ・小さな活動との協働の推進 ・他団体への支援（支えあい）
<p>7-5 ネットワークの充実</p> <p>＊地域のさまざまな人々が出会い，協議し協働するしくみを充実します。</p> <p>(1) 地域発信型ネットワークの充実 (2) 地域の活動を施策や制度に活かす取組の推進</p>	<p>○「地域発信型ネットワーク」を改編し，課題解決の実践を推進</p> <p>○「地域包括ケア」の構築に向けた取組を推進</p> <p>○「生活困窮者自立支援事業」を通じた地域作りを検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題を市域で協議するしくみづくり ・団体等が対等に協議できる場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会のブロック会組織を強化 ・東日本大震災被災者との交流や支援のネットワークづくりを支援 ・団体のチラシ等を市の窓口で配布してもらうことを通じてネットワークを強化 ・多様な団体の交流とネットワークの場を設置 ・地域福祉市民会議に当事者団体の会員が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題に応じたエリアでの解決 ・生活に密着した事業者等との連携